

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について
(埼玉南部地区(旧埼玉県A地区))

埼玉南部地区(旧埼玉県A地区)におけるタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、令和7年2月21日付けで一般社団法人埼玉県乗用自動車協会及び埼玉運輸支局が公表を行ったところですが、今般、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に調査した結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1. 調査の概要

運賃改定後(令和5年12月～令和6年5月の実績)のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる事業者(下記に該当する事業者)を対象にヒアリング等調査を実施した。

- ・一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金支給率が低下した事業者

2. 調査対象事業者数

	改定事業者数	調査対象事業者数
埼玉南部地区(旧埼玉県A地区)	147社	5社

3. 調査結果

- ・1. に該当した5社のうち4社(※)に対してヒアリング等調査を実施した結果、やむを得ない事由により賃金支給率が低下したことが確認できたため、指導対象から除外した。
 ※事業休止をした1社については、ヒアリング等調査の対象から除外した。
(指導対象から除外した主な事由)
 営業収入の減少により賃金支給率が低下したもの

【用語について】

1. 賃金支給率

一般運転者に係る
令和5年12月～令和6年5月の賃金支給総額

同時期の総労働時間数

÷

一般運転者に係る
令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額

同時期の総労働時間数

×100

2. 一般運転者

定時制運転者等を除く一般的な乗務体制の運転者

<問い合わせ先>

埼玉運輸支局輸送担当

担当者 川村、増野

連絡先 048-624-1835(音声ガイダンス3番)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)